

京都市教育委員会告示第2号

京都市文化財保護条例第41条及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる文化財を京都市登録有形文化財に登録したので、同規則第13条第6項の規定により告示します。

平成21年4月1日

京都市教育委員会

美術工芸品

| 区分 | 名称                                       | 数  | 所有者 | 所有者の住所                        |
|----|--|----|-----|-------------------------------|
| 彫刻 | 木造金剛力士像面部残欠<br>裏面に文永十年八月、仏師<br>法橋覚円の銘がある | 1点 | 立本寺 | 京都市上京区七本松通仁和寺<br>街道上る一番町107番地 |

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)